

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【公開番号】特開2012-252559(P2012-252559A)

【公開日】平成24年12月20日(2012.12.20)

【年通号数】公開・登録公報2012-054

【出願番号】特願2011-125100(P2011-125100)

【国際特許分類】

G 06 F 3/0485 (2013.01)

G 06 F 3/048 (2013.01)

【F I】

G 06 F 3/048 6 5 6 D

G 06 F 3/048 6 5 4 D

G 06 F 3/048 6 5 6 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月30日(2014.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医用画像をスクリーン上でスクロールする移動部と、

前記医用画像が前記スクリーン上でスクロールされる場合、前記医用画像の診断対象領域の観察基準位置が、前記スクリーンの表示領域の表示基準位置を通るように前記医用画像を表示する表示部と

を備える画像処理装置。

【請求項2】

前記観察基準位置は、前記医用画像のスクロール方向と垂直な方向の中心近傍であり、

前記表示基準位置は、前記表示領域の中心近傍である

請求項1に記載の画像処理装置。

【請求項3】

前記診断対象領域の観察基準位置が、前記スクリーンの表示領域の表示基準位置を通るように前記医用画像を表示するのは、自動モードでスクロールが行われる場合である

請求項1または2に記載の画像処理装置。

【請求項4】

前記自動モードでのスクロールが中断された場合、手動モードでのスクロールが可能であり、前記手動モードでのスクロールは、ユーザが指示する方向に行われる

請求項3に記載の画像処理装置。

【請求項5】

前記自動モードでのスクロールが一旦中断された後、前記手動モードでユーザが指示する方向にスクロールが行われた状態で、再度前記自動モードでのスクロールが指示された場合、前記自動モードでのスクロールを中断した位置から、前記自動モードでのスクロールが再開される

請求項4に記載の画像処理装置。

【請求項6】

前記移動部は、前記診断対象領域の異常部ではスクロールの速度を制限する

請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載の画像処理装置。

【請求項 7】

前記診断対象領域の異常部を強調表示する

請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載の画像処理装置。

【請求項 8】

前記異常部を所定の色でラベル表示する

請求項 7 に記載の画像処理装置。

【請求項 9】

前記診断対象領域のスクロール方向の端部に達したとき、前記端部に達したことを表示する

請求項 1 乃至 8 のいずれかに記載の画像処理装置。

【請求項 10】

前記医用画像から前記診断対象領域を検出する検出部をさらに備える

請求項 9 に記載の画像処理装置。

【請求項 11】

1枚の前記医用画像に含まれる複数の前記診察対象領域をグルーピングし、1つのグループの前記診察対象画像をスクロールする

請求項 1 乃至 10 のいずれかに記載の画像処理装置。

【請求項 12】

前記医用画像の観察対象以外の前記診断対象領域をマスクする

請求項 1 乃至 11 に記載の画像処理装置。

【請求項 13】

前記診断対象領域のスクロール方向と垂直な方向の幅が、前記表示領域の幅に基づき設定された縮小閾値より広いとき、前記表示領域の幅より狭くなるように、前記診断対象領域のスクロール方向と垂直な方向の幅を縮小するスケーリング部

をさらに備える請求項 1 乃至 12 のいずれかに記載の画像処理装置。

【請求項 14】

前記スケーリング部は、前記診断対象領域のスクロール方向と垂直な方向の幅が、前記表示領域の幅に基づき設定された拡大閾値より狭いとき、前記表示領域の幅より狭い範囲内で、前記診断対象領域のスクロール方向と垂直な方向の幅を拡大する

請求項 1 乃至 13 に記載の画像処理装置。

【請求項 15】

医用画像をスクリーン上でスクロールする移動ステップと、

前記医用画像が前記スクリーン上でスクロールされる場合、前記医用画像の診断対象領域の観察基準位置が、前記スクリーンの表示領域の表示基準位置を通るように前記医用画像を表示する表示ステップと

を含む画像処理方法。

【請求項 16】

コンピュータに、

前記医用画像をスクリーン上でスクロールする移動ステップと、

前記医用画像が前記スクリーン上でスクロールされる場合、前記医用画像の診断対象領域の観察基準位置が、前記スクリーンの表示領域の表示基準位置を通るように前記医用画像を表示する表示ステップと

を実行させるプログラムが記録されているコンピュータが読み取り可能な記録媒体。

【請求項 17】

コンピュータに、

前記医用画像をスクリーン上でスクロールする移動ステップと、

前記医用画像が前記スクリーン上でスクロールされる場合、前記医用画像の診断対象領域の観察基準位置が、前記スクリーンの表示領域の表示基準位置を通るように前記医用画像を表示する表示ステップと

を実行させるプログラム。